

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書
(令和 8 年 2 月 27 日現在)

1 通所リハビリテーション計画についての相談窓口

担当部署 通所リハビリテーション事業所
電 話 0 7 7 2 - 8 2 - 9 0 7 6 (直通) 8 2 - 1 5 0 0 (代表)
 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

通所リハビリテーション 管理者 西垣 佳代
※ご不明の点は、何でもお尋ねください。

2 通所リハビリテーション事業所の概要

(1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	京丹後市立久美浜病院通所リハビリテーション事業所
所在地	京都府京丹後市久美浜町 1 6 1 番地
介護保険指定番号	2 6 1 9 6 0 0 2 4 6
サービス提供地域	京丹後市全域 ※

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非 常 勤
管理者	看護師	1 名	
医療技術員	作業療法士		
	理学療法士	2 名	
	看護師		2 名
	准看護師		
	医 師	2 名 (兼務)	
	管理栄養士	1 名 (兼務)	
	歯科衛生士	1 名 (兼務)	
介護職員	介護福祉士		4 名
	介護士		1 名
	医療事務員		1 名

(3) 営業時間

月曜日～金曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
(お急ぎの場合は、電話でも受け付けます)

3 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの申込からサービス提供までの流れと主な内容

- ①申込 ②利用者の希望サービスの選択 ③サービス計画原案の作成
 ④居宅介護支援事業所及び地域包括支援事業所との連絡調整 ⑤サービス計画の提示
 ⑥サービスの提供

4 利用料

通所リハビリテーション(要介護)

(介護負担割合が 1 割の場合)

基本料金	介護度	1 回につき
1 時間以上 2 時間未満	要介護 1	369 円
	要介護 2	398 円
	要介護 3	429 円
	要介護 4	458 円
	要介護 5	491 円
2 時間以上 3 時間未満	要介護 1	383 円
	要介護 2	439 円
	要介護 3	498 円
	要介護 4	555 円
	要介護 5	612 円
3 時間以上 4 時間未満	要介護 1	486 円
	要介護 2	565 円
	要介護 3	643 円
	要介護 4	743 円
	要介護 5	842 円
4 時間以上 5 時間未満	要介護 1	553 円
	要介護 2	642 円
	要介護 3	730 円
	要介護 4	844 円
	要介護 5	957 円
5 時間以上 6 時間未満	要介護 1	622 円
	要介護 2	738 円
	要介護 3	852 円
	要介護 4	987 円
	要介護 5	1,120 円
6 時間以上 7 時間未満	要介護 1	715 円
	要介護 2	850 円
	要介護 3	981 円
	要介護 4	1,137 円

	要介護 5	1,290 円
7 時間以上 8 時間未満	要介護 1	762 円
	要介護 2	903 円
	要介護 3	1,046 円
	要介護 4	1,215 円
	要介護 5	1,379 円

入浴介助加算（Ⅰ）	40 円 （1 日につき）
通所リハビリテーションマネジメント加算（ハ） 同意日の属する月から 6 月以内	793 円 （1 月につき）
同意日の属する月から 6 月超	473 円
科学的介護推進体制加算	40 円 （1 月につき）
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	155 円 （月 2 回限度）
リハビリテーションマネジメント加算 4	270 円 （1 月につき）
通所リハサービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 円 （1 回につき）
退院時共同指導加算	600 円（当該退院につき 1 回限り）
通所リハ送迎減算	47 円 （片道につき）

介護予防通所リハビリテーションの場合（要支援）

介護保険適用（1 月当たり）介護保険が適用される場合は、介護保険給付額（9 割）を除いた金額をお支払いしていただきます。負担割合が 2 割の場合は別価格となります

基本料金	1 ヶ月 当たり
要支援 1	2,268 円
要支援 2	4,228 円
一体的サービス提供加算	480 円
栄養アセスメント加算	50 円
口腔機能向上加算Ⅱ	160 円
科学的介護推進体制加算	40 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ 要支援 1	72 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ 要支援 2	144 円
退院時共同指導加算	600 円

その他料金

項 目	内 容	金 額
食 費		1 食 600 円

おやつ代	希望により食事以外に提供する飲食物	1日 100円
材 料 費	機能訓練にて個人的に必要な材料費	実費
送迎費	通常事業実施地域以外の場合	片道 540円

5 当院の通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの特徴

(1) 運営の方針

利用者の意思を尊重し、身体状況に応じたサービスを心がけます。

(2) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの実施概要等

①利用者の希望と、身体状況、介護状況をふまえて通所リハビリテーション計画を作成します。

②作成した通所リハビリテーション計画原案の内容と利用料金について、利用者または家族に対して説明を行い、同意を得ます。

③同意を得られない場合は、計画の再調整を行います。

④サービス提供後も、必要に応じて計画の変更や調整を行います。

6 サービス内容に関する苦情

(1) 利用者相談・苦情

担 当 通所リハビリテーション事業所

電 話 0772-82-9076 (直通) 82-1500 (直通)

(2) その他

当院以外に、市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

健康長寿福祉部 長寿福祉課 0772-69-0330

峰山市民局 0772-69-0711

大宮市民局 0772-69-0712

網野市民局 0772-69-0713

丹後市民局 0772-69-0714

弥栄市民局 0772-69-0715

久美浜市民局 0772-69-0716

7 秘密の保持について

(1) 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスを提供する上で知れた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び当該家族の個人情報を用いません。

8 事故発生時の対応について

サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

事故発生時は、速やかに家族、病院管理者、居宅介護支援事業所、地域包括支援事業所、京丹後市、丹後保健所、京都府国民健康保険団体連合会へ報告し医療処置等適切な対応をいたします。

9 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：通所リハビリ管理者

- (2) 虐待防止のための対策を防止するための定期的な研修を実施しています。

- (3) サービス利用中に当該事業所従業員又は擁護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10 身体的拘束適正化について

事業所は、原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の（１）～（３）の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、５年間保存します。

身体的拘束等を行った場合は、議論を行い、早期に拘束を解除する努力をします。

- (1) 切迫性：直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性：身体的拘束以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性：利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

11 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行います。

1 2 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3 利用にあたっての注意事項

- (1) ご利用を休まれる方は、当日 8 時 30 分までに電話にてお申し出いただきますようお願いいたします。（お休みの場合、キャンセル料はいただきません）
- (2) 事業所に来所されてから、拒否等で食事を取らなかった場合も食材費をいただきます。
- (3) 流行性の風邪、インフルエンザ、結膜炎等感染性の病気にかかれた場合はお申し出いただきますようお願いいたします。他の利用者への感染を予防するため、医師と相談の上、ご利用を見合わせていただくこともあります。
- (4) 貴重品等は、持参されないようお願いいたします。（破損、紛失、盗難には当事業所は責任を負いかねますのでご承知ください。）
- (5) 衛生管理上の理由により、食品等の持ち込みはご遠慮いただきますようお願いいたします。
- (6) 定期的に診療を受けておられる方は、事業所利用時間内の外来受診をご遠慮いただきますようお願いいたします。ただし、緊急時等必要な場合は、病院内で医師が診療し、適切な対応を行いますのでご安心ください。

1 4 当院の概要

名	称	京丹後市立久美浜病院	
代	表	者	
院	長	赤 木 重 典	
所	在	地	
電	話	番 号	
		0 7 7 2－8 2－1 5 0 0	
関	連	施 設	
			一般病床 1 1 0 床 医療保険適用療養病床 6 0 床
			居宅介護支援事業所 1 ヶ所
		訪問看護ステーション 1 ヶ所	

事業者

<事業者名> 京丹後市立久美浜病院通所リハビリテーション事業所

<事業者番号> 2619600246

<住所> 京都府京丹後市久美浜町161番地

<代表者名> 京丹後市長 中山 泰 (印)

<説明者> 職 名
氏 名 (印)

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

令和 年 月 日

<利用者氏名> (印)

<代理人氏名> (印)